平成２７年（フ）第１１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野2750番地
破産者　新宅　功直
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第７７号
香川県さぬき市鴨庄2512番地２
破産者　岸下　貴紀
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５６０号
仙台市青葉区山手町27番11―206号
破産者　佐藤　雅彦
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
秋田市寺内字三千刈155番地
破産者　加賀谷　悟
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
新潟市東区寺山３―30―17　レオパレスエボール103、開始決定時の住所山形県東田川郡庄内町跡字梅木39番地１
破産者　渡辺　智和
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１６８０号
大阪市中央区日本橋２丁目20番３―1504号、開始決定時奈良市鳥見町１丁目８番地の21
破産者　音部　隆志
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
兵庫県淡路市郡家851番地、前住所兵庫県尼崎市北大物町10番21号
破産者　田中　一聡
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第３５号
岡山県勝田郡勝央町黒土89番地１
破産者　田淵　　猛
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１３号
川崎市高津区下作延５丁目１番37号　ジュネス津田山101、破産手続開始決定時の住所福島県相馬市黒木字迎畑238番地の７
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４２号
広島県三次市西酒屋町1395番地２
破産者　丸田　都子
1　破産債権の届出期間　平成27年８月25日まで
2　一般調査期日　平成27年９月11日午前11時30分
平成27年７月27日　広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第５００号
大分市大字中判田15番地の66
破産者　後藤浩治こと　後藤　弘次
1　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
2　一般調査期日　平成27年10月13日午前11時
平成27年７月28日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産管財人変更

平成２７年（フ）第４４２５号
東京都渋谷区代々木２丁目23番１号
破産者　ＬＧエステート株式会社
破産管財人　奥野　　剛が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　九石　拓也
平成27年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４２６号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目431―１―201
破産者　前田　勇次
破産管財人　奥野　　剛が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　九石　拓也
平成27年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第３９１６号
大阪府東大阪市四条町17番20号
破産者　藤井　保宏
1　期日　平成27年９月11日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年７月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第９１７号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番13―108号
破産者　伊藤　茂人
異議申述期間　平成27年９月14日まで
平成27年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５００号
大分市大字中判田15番地の66
破産者　後藤浩治こと　後藤　弘次
免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
平成27年７月28日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第７号
静岡県焼津市大覚寺３丁目15番地の10
清算株式会社　株式会社エイピイエム
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２７年（再）第５号
岐阜県関市倉知128番地１
再生債務者　後藤　秀樹
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年８月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年９月18日から平成27年10月２日まで
岐阜地方裁判所民事部